

(令和 7 年 3 月改定)

学校安全の手引

概要版

学校安全推進の方向性

高槻市においては、以下の内容を、**今後の学校安全のめざすべき姿**として掲げ、各種の取組を推進します。

- (1) 全ての児童生徒等※が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けることをめざす。
- (2) 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数についてはゼロ、負傷・疾病の発生率について、より一層減少させることをめざす。

学校安全を推進するための 4 つの方策

方策 1

学校安全に関する組織的取組の推進

校園長のリーダーシップのもと、学校安全計画に基づく実践的な活動や、危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実を図る。

方策 2

家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

学校園と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、家庭や地域との連携・協働を推進する。

方策 3

安全に関する教育の充実

地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校園の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施する。

方策 4

安全管理の取組の充実

関係機関等と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施する。

「学校安全の手引」で解説

第 3 章
P 2 5 ~

第 4 章
P 3 9 ~

第 5 章
P 4 6 ~

第 6 章
P 6 8 ~

学校安全の推進に関する指針

学校安全の手引の概要

全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けることをめざします。
学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数についてはゼロ、負傷・疾病の発生率について、より一層減少させることをめざします。

はじめに

平成 30 年 6 月 18 日、午前 7 時 58 分に発生した大阪府北部地震において、本来、安全であるべき学校施設により、1 人の児童の尊い命が失われました。

この事故を、決して風化させることがないよう、深く胸に刻み、**安全・安心の学校づくりを進めること**が、私たちに課せられた大きな責務です。

本手引が各学校において広く活用され、安全教育の充実と適切な安全管理に役立てられることを祈願しています。

学校安全の手引について

学校安全の手引は、令和 4 年に策定された「第 3 次学校安全の推進に関する計画」を踏まえて令和 5 年 3 月に改定した「学校安全の推進に関する指針」に基づき、新たに令和 7 年 3 月に内容を改定したものです。

学校安全の推進に関する指針
(令和 5 年 3 月改定)

学校安全の手引
(令和 7 年 3 月改定)

本手引では、高槻市の地域特性や実情に応じた安全教育、安全管理、組織活動のそれぞれの内容を各章で解説しています。

各学校において、以下のような取組を実施する際の手引書として活用願います。

- 学校安全に関する組織的取組の推進
- 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
- 安全教育の推進
- 安全管理の充実

第 1 章 学校安全について (P7～)

- 第 1 節 学校安全の重要性
- 第 2 節 学校安全の内容
- 第 3 節 学校安全の体系
- 第 4 節 学校安全に関わる法令・規則等

生活
安全

交通
安全

災害
安全

安全
教育

安全
管理

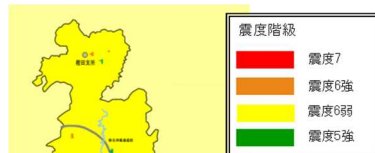
組織
活動

学校安全の 3 領域と 3 つの主要な活動

第 2 章 高槻市と自然災害 (P13～)

- 第 1 節 「6. 18」を語り継ぐ
 - 1 地震の概況
 - 2 地震の特徴
 - 3 高槻市域の被害状況
 - 4 市立学校園の被害状況
 - 5 各団体等からの支援

- 第 2 節 自然災害を学ぶ
 - 1 高槻市に影響があった主な自然災害
 - 2 高槻市で起こる地震の想定
 - 3 高槻市で起こる風水害の想定



有馬高槻断層帯で地震が発生した場合、高槻市では、最大震度 7 という大きな地震の発生が予想されています。

有馬高槻断層帯地震における高槻市の予想震度

第 3 章 学校安全に関する組織的取組の推進 (P26～)

- 第 1 節 校内体制の整備

方策 1

校園長のリーダーシップのもと、学校安全計画に基づく実践的な活動や、危機管理マニュアルに基づく取組内容の充実を図る。

- 第 2 節 学校安全計画に基づく計画的な取組
- 第 3 節 危機管理マニュアルの評価・見直し
- 第 4 節 教職員研修

学校安全計画 (例) 幼稚園・小学校・中学校

第 4 章 家庭・地域・関係機関等との連携・協働による学校安全の推進 (P40～)

- 第 1 節 学校安全推進のための連携体制づくり
- 第 2 節 セーフティプロモーションスクールの考え方
- 第 3 節 家庭、地域との連携・協働
- 第 4 節 地域の住民やボランティア等との連携方策

方策 2

学校園と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、家庭や地域との連携・協働を推進する。

第 5 章 安全に関する教育の充実 (P47～)

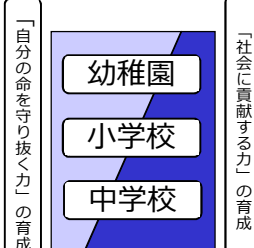
- 第 1 節 安全教育の目標
- 第 2 節 安全教育の内容
- 第 3 節 教育課程における安全教育
- 第 4 節 安全教育の進め方

方策 3

地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校園の特色を生かした安全教育の目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成・実施する。

- 1 各教科における指導
- 2 特別活動における指導
- 3 日常の学校生活における安全に関する指導
- 4 幼稚園における安全に関する指導
- 5 生命 (いのち) の安全教育について

- 第 5 節 安全教育の評価



第 6 章 安全管理の取組の充実 (P69～)

- 第 1 節 学校における安全管理の考え方
- 第 2 節 事故等の未然防止のための安全管理

方策 4

関係機関等と連携した安全点検を徹底するとともに、事故等の未然防止や発生後の調査・検証、再発防止のための取組の改善・充実を一連のサイクルとして実施する。

- 第 3 節 事前の危機管理

- I 危機管理の前提となる危機事象 (自然災害)
- II 平常時の危機管理体制
- III 安全点検
- IV 熱中症の予防
- V 誤食・食物アレルギー事故の予防
- VI 体育活動及び体育授業時における事故防止
- VII 来校者の管理
- VIII 気象災害への対応
- IX 大規模災害時における参集体制

- 第 4 節 発生時の危機管理

- I 事故等発生時の対応の基本
- II 不審者侵入時の対応
- III 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応
- IV 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応
- V 交通事故発生時の対応
- VI 火災発生時の対応
- VII 地震発生時の対応
- VIII 雷、竜巻が発生した時の対応
- IX 水害、土砂災害発生時の対応
- X 新たな危機事象への対応

- 第 5 節 事後の危機管理

- I 事後の危機管理
- II 安否確認
- III 重大事案発生時の下校方法
- IV 避難所としての学校の役割
- V 教育活動の再開に向けて
- VI 心のケア
- VII 学校事故の調査・検証・報告・再発防止

- 第 6 節 幼稚園等における主な留意点
- 第 7 節 支援学級等における主な留意点
- 第 8 節 安全管理の評価

危機管理マニュアルを作成する上での留意点等

巻末資料

関係法令 等

● 安全に関する資質・能力

知識・ 技能

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

思考力・ 判断力・ 表現力等

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

学びに向 かう力・ 人間性等

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けていること。

※安全に関する資質・能力は、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つの例として、中央教育審議会で示されています。

● 負傷・疾病の件数

年 度	幼稚園	小学校	中学校	合 計
令和 3 年度	24 件	743 件	570 件	1,337 件
令和 4 年度	23 件	693 件	586 件	1,302 件
令和 5 年度	21 件	742 件	648 件	1,411 件

高槻市における（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付金（医療費）発生件数

